

自動車賃貸借仕様書

自動車賃貸借について必要な事項を次のように定める。

なお、当該車両の所有者は落札者とし、使用者を壱岐市とする。

1. 件 名 壱岐市建設課（住宅班）公用車リース
2. 台 数 1台
3. 賃貸借期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60ヶ月）
4. 主 要 諸 元
 - （1）排気量等 660ccクラス（軽自動車）・ガソリン車
 - （2）ボディ形式 軽バン
 - （3）ドア枚数 5枚
 - （4）乗車定員 4名
 - （5）変速機形式 A T または C V T
 - （6）駆動方式 2WD
 - （7）ボディ色 白色 または シルバー
 - （8）その他 新車
5. 一 般 装 備
 - （1）メーカー標準装備
 - （2）エアコン
 - （3）パワーウィンドウ、パワーステアリング
 - （4）後部座席のシートベルト
 - （5）キーレスエントリー搭載上記装備以上
6. 付 属 品
 - （1）フロアマット（前・後席分）
 - （2）サイドバイザー（運転席・助手席）
 - （3）A M / F M ラジオ（一式）
 - （4）ドライブレコーダー
 - （5）標準工具類上記付属品以上
7. そ の 他
 - （1）本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、市の指示に従うこと。
 - （2）道路運送車両法等、関係法令に違反しないこと。

8. 車 両 納 車 令和8年2月28日までに納車。
納車時は、ガソリンを満タンにすること。
9. 賃貸借料に含まれる費用及びサービス
- (1) 費用
 - ① 車両代金
 - ② 当初登録諸費用（納車費用含む）
 - ③ 自動車取得税
 - ④ 軽自動車税（期間中全額）
 - ⑤ 自動車重量税（期間中全額）
 - ⑥ 自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
 - ⑦ 自動車リサイクル法にかかる費用
 - (2) サービス
 - ① 定期点検整備（全期間中）
 - ② 継続検査（全期間中）
 - ③ 一般整備修理費（全期間中）
 - ④ 一般消耗品の交換及び補充
 - ⑤ エンジンオイル交換及びオイルエレメント交換
 - ⑥ バッテリー交換
 - ⑦ タイヤ交換
 - (3) その他
 - ① 賃貸借期間満了後は、車両については落札業者へ返納し、これにかかる費用についても含むものとする。
10. 納 車 場 所 壱岐市建設部建設課が指定する場所（市役所勝本庁舎公用車駐車場）
で配置部署の検査を受けること。
11. 特 約 事 項 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。あわせて、各年度内の履行については、壱岐市の各年度の予算の範囲内で履行給付が行われる契約である。
12. 支 払 方 法 毎月末締めとし、翌月に消費税を含めて支払う。（60回払）